

平成 2 3 年度 第 2 回 清掃 審議 会

会 議 録

平成 2 3 年 6 月 8 日 (水) 午後 2 時開会

会場 新潟市役所白山浦庁舎 7 号棟 4 階 4 0 5 会議室

平成23年度 第2回清掃審議会会議録

日時 平成23年6月8日(水)

午後2時00分から

会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟4階405会議室

出席委員 菅原会長、藤井副会長、菊野委員、小林委員、松原委員、熊田委員、
小松委員、坂田委員、高野委員、内藤委員、武田委員、山下委員、橋本委員
欠席委員 椎谷委員、竹林委員
事務局 泉環境部長、高井廃棄物政策課長、佐藤廃棄物対策課長
伊深廃棄物施設課長 ほか

1. 開会

斉藤廃棄物政策課長補佐(開会挨拶)

2. 資料の確認等

斉藤廃棄物政策課長補佐(資料の確認等)

3. 議事

「基本理念など計画の基本的事項の修正について」事務局説明

高井廃棄物政策課長：廃棄物政策課の高井でございます。基本理念など、計画の基本的事項の修正については、諮問事項である次期計画における施策の方向性について議論する前に、その前提となる基本理念や基本方針など、計画の大枠について修正が必要かどうかについて、議論いただきたいと考えております。

基本理念や基本指標などは、時流や外部変化の変化を捉えご検討いただきたいと思いますので、はじめに、国における計画等の動向を説明させていただきたいと思います。

まず、[資料1](#)をご覧ください。国におきましては、循環型社会形成推進基本法のもと、循環型社会推進基本計画という計画を策定しております。以下、それぞれ循環基本法、循環基本計画と略称で呼ばさせていただきます。なお、廃棄物関連の法体系につきましては、[参考資料1](#)に記載しておりますので、参考までにご覧いただければと思っております。

循環基本法は平成12年に成立した法律で、この循環基本法の成立により、「循環型社会」の概念が持ち出され、法の対象となるものを、有価無価を問わず、「廃棄物等」と定義した上で、廃棄物等のうち、重要な循環資源の利用を促進することが謳われました。また、初めて3Rの概念が導入された点が大きく、廃棄物等の処理の優先順位が決められました。

その考え方は、まず発生抑制(Reduce)、次に再生使用(Reuse)、そして再生利用(Recycle)と順位付けされ、焼却せざるを得ないものについては熱回収し、熱回収に適さないものは最後に適正処分を行うこととなっております。

そして、この法律に基づき国は循環基本計画を策定するわけですが、直近では平成20年3月

に改定された第2次循環基本計画が最新となっております。

次に、裏面をご覧ください。この第2次循環基本計画のポイントとしては、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会での取組みを統合的に進め、持続可能な社会の実現を目指すことが明示されております。

廃棄物処理の分野においても、温室効果ガスの削減が重要とされており、ごみ発電等による熱回収やバイオマスの利活用等により、これを実現することとなっております。

なお、第2次循環基本計画において、CO₂の削減目標が補助指標として導入され、平成22年度には廃棄物分野から排出されるCO₂について、わが国全体で約780万t削減することとされております。また、循環基本計画は国において毎年点検が実施されており、平成23年3月に閣議報告された内容によれば、目標指標について達成しているものがある一方、循環型社会の構築に向けた国民のライフスタイルの変革についての取組みが弱い点や、発生抑制、再使用に係る取組みをさらに推進すること等が課題として挙げられています。

次に資料2をご覧ください。こちらは、廃棄物処理法第5条の2に基づき国が定める基本方針です。この基本方針は昨年12月に改定され、告示されたところです。

この基本方針では様々なことが謳われておりますが、総論では循環基本計画をうけて、低炭素社会と統合した取組みの促進や、処理の優先順位を踏襲したこと。また、各事業者、国民等の役割については、国民や事業者はできるだけ廃棄物となるものの排出を抑制すること。地方公共団体については、効率的な収集運搬体制の整備や、低炭素社会との統合の観点を踏まえた処理による一般廃棄物処理体制の確保が挙げられています。

なお、この基本方針で定める一般廃棄物に関する国の目標指標は、表面の下方に記載のとおり、排出量、再生利用率、最終処分量の三つであり、現在の新潟市のごみ処理基本計画の目標指標も、これに準じて設定をしているところです。

続きまして、資料3をご覧ください。

この表は、新潟市と他の政令指定都市のごみ処理基本計画を比較したもので、最近改定のあった都市をピックアップして記載しています。基本理念等の欄を見ていただきたいのですが、各都市様々な文言を使用しており、中にはキャッチフレーズ的なものも見受けられます。新潟市の基本理念は、市の総合計画に記載をしている「環境先進都市」との整合を図ったものです。

次に数値目標ですが、各都市様々な指標を設定しています。

新潟市の現在の数値目標について、ごみ量については家庭系に限定しており、事業系ごみ量が含まれていません。他都市の場合は、総排出などとして家庭系と事業系を併せて設定しているところもみられます。今回諮問事項として掲げているように、事業系ごみの減量は重点課題と考えているため、こちらも新たに目標指標に追加したいと考えています。また、川崎市、横浜市、京都市では、循環基本計画にもある温室効果ガス排出量を指標に設定しています。

このような状況から、新潟市の基本計画においても、温室効果ガス排出量をどのように位置付けたらよいか、ご意見を賜りたいと考えております。

さらに、基本方針については、基本的には現在の5本柱を踏襲したいと考えていますが、「基本方針2」の家庭系ごみの分別拡充と有料化の推進という基本方針は、平成20年6月の新ごみ減量制度の施行により既に達成した内容であることや、「基本方針1」のごみを減らす仕組みづくりの推進に係る記載のうち、生ごみに関する記述が家庭系ごみの減量対策ともいえるなど、現在の

状況と合わなくなっている点もあるため、基本方針 1 と 2 を再構築する必要があると考えております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

菅原会長：それでは、ただいまの説明を踏まえて、基本理念など計画の基本的事項の修正について審議したいと思います。基本理念および目標指標などについてご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。なお、事務方の考え方として基本理念は極力修正しない方向で考えているということです。それから、基本方針については、これまでの取り組みを踏まえて少し整理するということが事務局の考え方として示されました。これらについてもご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

「基本理念など計画の基本的事項の修正について」質問・意見等

藤井委員：資料 1 の発生抑制、再使用、再生利用のほかに、4 番目に熱回収、5 番目に適正処分とあるわけですが、この 5 番目の適正処分というのはどういう意味でしょうか。おそらく埋立とかそういうものだと思いますが、処分する以外の手段がない場合は適正処分というのは、日本語のセンテンスとしていかなものかだと思います。これは新潟市の文章ですか。国の文章ですか。

高井廃棄物政策課長：国です。

藤井委員：そうすると、その他は適正じゃなくてもよいという捉え方もできますが。

菅原会長：おそらく具体的な話というよりも、処分する際は適正に処理するということだと思います。

高井廃棄物政策課長：資料 1 で提示した内容では、第 2 次基本計画の中で初めて低炭素社会とか自然共生社会という概念・言葉が出てきたということもありますので、その部分も含めてご意見をいただければと思います。

泉環境部長：19 年 6 月時点の基本計画の理念が 27 ページにあります。先程会長からお話がありましたように、理念としては最後のところに書いてあります「環境先進都市」ということだけで、これを三者の協働のもとにつくるということでしたが、当時と少し状況が変わっているのが最終段落です。ここで「いま新潟市は「大地とともに育つ、田園型拠点都市」として、新たな一歩を踏み出しました」と記載されていますが、この文言は、そもそも平成 19 年に政令市になったことを踏まえて、その直後に出た計画ですので、この表現の部分については、たぶん文言を修正せざるを得ないと考えています。

また、表紙に記載されている田園型政令市ですが、これは現在でも新潟市の目指す 3 つの方向性のひとつであるということで、この部分については変わってはおりません。しかし、さらに事務局としては、もう一度精査したうえで現在の文言にふさわしい形での修正もありうるかもしれないと考えています。例えば、今の市長がよく使っておりますのが、「田園環境都市」や「田園文

化都市」という言葉ですので、そのあたりとの整合性、つまり田園環境都市とどうやって結びつけていくかというような、少し哲学的な命題についても、事務局では今後検討していく必要があると考えています。

菅原会長：例えば、新ごみ減量計画でかなり進捗している面もありますよね。これは政令市になってから踏み出した点ですが、修正するとすればこれをさらに確実にしていくとか、循環型社会を目指して政策を実施して成果が上がってきているというようなイメージでしょうか。

そして、さらに再使用、再利用などを推進する、いわゆる循環型社会の構築が進んでいくというような表現になるのだらうと思います。このあたりを踏まえた文章にしたほうがいいのかもかもしれません。

内容的にはどうでしょうか。先ほど事務局から第2次循環基本計画に「低炭素社会」が明記されるようになったという話がありましたが、何かご意見ございませんか。

橋本委員：一行目の「大量の資源を浪費し」という部分について少し感覚が違うと思います。たまたま経済規模が大きくなる過程で、日本だけでなく世界を巻き込んだ原料調達などがあり、科学技術の発達による恩恵も受けより豊かになっていった。その背景としてごみが発生していると思うのです。ですから、浪費しているわけではないという気がします。結果的に浪費になるのかもしれませんが、豊かになった我々に罪があるみたいに聞こえるので。やはり、豊かな生活を追うとどうしてもごみが出てしまうというのが流れだと思うのです。

昔、子どもの頃にごみが少なかったかといえば、子どもの頃は、正直そこら中ごみだらけでした。実際、回収していなかった。計量できていなかったということだと思いますので、そこを数値的には言えないのですが、概念的に浪費しているわけではないと思うのです。

菅原会長：「浪費し」という文言でしょうか。

橋本委員：我々が浪費を前提にやっているみたいに聞こえてしまうのですが、そういう意識はほとんどの方はないと思います。結果的に、供給されるものを買って、そこからパッケージなどごみとして出る要素が増えているということだと思います。

ですから、一義的に「私たち」という文言も少し疑問が残ります。「豊かで便利な生活を享受してきた」の後に、これがあるとまだ何となく分かります。

ですから、さらに豊かな生活を追い求めるとすれば、ごみの問題に直面していかなければならない、という感じだと思うのです。

泉環境部長：次の段落で「地球規模の環境破壊や資源の枯渇、有害物質による汚染など、危機的な状況に直面しており」という部分について、資源が枯渇しているのは間違いのないわけですから、皆さん異存なければこのままとさせていただきたい。また、価値観の配慮、「浪費」という言葉を使わないで済むようにしたいと考えております。この部分については、いろいろなご意見があると思っておりますので、ご意見として承って、どういう文言であれば修文できるかということを考えています。この審議である程度意見がまとまりましたら、それを踏まえて精査したい

と考えております。

菅原会長：普通は大量消費・大量廃棄という言い方をしますね。大量浪費というのは確かにあまり言わないかもしれませんが。

高井廃棄物政策課長：大量生産・大量消費・大量廃棄ですね。

菅原会長：そうですね。そういう言い方を一般的にはしますね。ほかに何かありますか。

藤井委員：2段落目のところの、地球温暖化以下で「危機的な状況に直面しており」についてですが、資源の枯渇とか有害物質による汚染など、この危機的な状況に直面しているのは何かというと、「命」だと思っております。

最近では生物多様性について、国を挙げて取り組んでいるわけで、この生物多様性が危機的な状況に直面しているということで、危機だと思っております。ですから、危機的な状況に直面しているのは何かといった場合、人間も含めたあらゆる多様な生物の生存が脅かされていることに繋がっているのではないかと。そこに気づきはじめたことによって、それを回避するために、われわれは身の回りから循環型社会に向けた行動を一人一人が起こすべきではないかということだと思っております。やはりそういう意味では、「その結果、～危機的な状況に直面しており」とストレートにつながるのではなくて、やはり「命」というものが入ってきた方が良いのではないかとと思っております。

それと、先程ご意見あったように、私は何も大量消費、「浪費」をすることを目的とした結果、豊かになったのではなく、逆に産業を興して豊かな社会を作ったが、負の遺産として廃棄物の問題がある、というようにした方が良くと思っております。目的と結果をはき違えてはいけないということで、前後を逆にした方が意味は通るのではないかとと思っております。

菅原会長：最初のご意見は、危機的な状況というのをもう少し精査・配慮するようなかたちでしょうか。

藤井委員：そうですね。汚染などによって生物多様性の環境が危機的な状況に直面している。だから環境の世紀と言われている、というようにしないと、それに直面している主体は誰なのかということが抽象的で分かりづらい。

菅原会長：もちろん、生物多様性ということも重要なことですが、そこに絞りこんでしまうと、どうだろうという気もします。つまり生物多様性の重要性については、盛んに言われるようになってきています。この言葉も様々な捉え方をされているような気がします。

藤井委員：1段落目で「豊かで便利な生活を」これからも more & more (もっともっと)として追及するためには、資源を大事にしていかななくてはならない。だから、危機的な状況であるというのは資源の枯渇や環境汚染ですが、人間社会はこれからも豊かで便利な生活を追及していくのであれば、危機的な状況をどんどん解決していく。しかし、新しい資源が発見されるなどして危機的な

況を解決しても、根本的な価値観（理念）の転換を図らないと同じことを繰り返してしまうのではないかと思うのです。

菅原会長：つまり、より便利で豊かな生活を追及していくということを、これからも保障できるのか。そういったことまで考えた理念が必要ということですね。

泉環境部長：色々なご意見があるでしょうし、おそらくここの部分を議論すればするほど、ここだけで2時間かかってしまう話にもなりかねないと思います。本日忌憚のないご意見をいただいたうえで、先ほど申し上げたとおり色々な価値観が入り込む余地があると思っていますので、第4回目の答申案の審議で方向性を捉えていただき、最終的に素案の段階で修正していくようお願いしたいと考えております。前回お配りしたスケジュールを踏まえて進めて参りますので、今日ご意見が出なくても、後日、照会票に書いて提出していただいても結構でございます。今日のところはご意見をお伺いするというので、結論は現時点で出なくても良いのではないかと考えております。

それから、副会長（藤井委員）のお話にもありましたように、自然共生社会という問題と低炭素社会という問題につきまして、やはり統合的に考えるべきというのが循環型社会の中においては一般的で、国においてもそのような考え方をしています。また、大量生産・大量消費・大量廃棄といった文言につきまして、すでに国の文章の中に入っているものでございますので、そのあたりを踏まえて、再度27ページすべてを修正するのではなく、基本的には基本理念の「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」というものが普遍でいいのかということと方向性として決め、あるいは認識を共有していただければ、という考えでございます。

菅原会長：今の問題は自然共生社会というようなことを、入れるかどうかということですね。そのあたりを検討してもらって、基本理念の前文は最終段落のところでの審議事項ということで。基本理念自体は変える必要はないと思いますが、何かありますか。

（質問・意見なし）

菅原会長：それでは、理念については基本的には修正する必要はないということできたいと思います。ただし、その前文の言い方ですとか、もう少し時代も変わっていますので、自然共生社会のような文言を入れるかということなどを考えていただいて、計画素案のところでは少し具体的に修正等の審議をするということで良いと思います。

それと、32ページの基本方針について、先ほど説明があった方針の1と2を一体化するような形で考えているのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：そうです。基本方針2がある程度達成されたという認識がありますので、1とあわせて家庭系の部分で再構築したほうが良いのではないかと考えています。これが5本柱になるのか、4本柱になるのかというのは、もう少し事務方で詰めなければならないと思っています。

菅原会長：細かいけれども深刻な問題で、全市で分別が統一されていない部分がありますね。

高井廃棄物政策課長：そうですね。

菅原会長：そこが、基本方針として謳うかどうかというところだと思います。達成されたというところが無くなると思いますので、この点は考えた方が良いでしょう。

松原委員：基本方針1で最後の行に「自発的に取り組めるような体制づくり」とありますが、前回、住民に分別ストレスがあるという話をしました。[資料1](#)の裏面の最終行（国の循環型社会形成推進基本計画の点検結果）で「国民が取り組みやすい仕組みの構築」という言葉がありますが、分別ストレスの話とこの点は一致するのかなと思います。この国民というのは市民ですから、市民が取り組みやすい仕組みの構築という意味合いの言葉を、基本方針の最後のところに追加してはいかがでしょうか。

菅原会長：そうですね。これは重要な点だと思います。

高井廃棄物政策課長：数値目標に関してはいかがでしょうか。29ページに示していますが、家庭系ごみとリサイクル率と最終処分量ということで、基本計画では目標設定しています。しかし、私たちの重点課題のひとつである事業系ごみ量がまだこの中に入っていないということがあり、これをひとつの指標として立てた方が良くはないかというのが一点。次に、CO₂の排出量を数値目標に入れるのか、それとも参考指標などの形で入れておくのかという点です。色々なやり方があると思いますが、このあたりの位置付けについて、ご意見をいただきたいと思っています。

菅原会長：それと、家庭系ごみ量の目標が達成されていて、それをどうするのかということもありますね。

高井廃棄物政策課長：そうですね。数値的なものについては、これからまた施策を打つ中で、どの程度下がるかといったことは推計していきますので、いまのところは目標をどこに置くか、どれを指標とするのかということについて議論していただきたいと思っています。

橋本委員：当社は昨年度、カーボンフットプリントという取り組みをやったのですが、CO₂に関しては、ほとんど消費者の興味がありませんでした。しかも、分かりにくく説明もしにくい。まだ一般化していないということもあり、やはりごみならごみ量でやったほうが分かりやすいと思います。我々もCO₂の目標値を立てようと思ったのですが、目標を達成するための方策がない。それで、現在は活動を停止しています。目標値を設定するのは構わないのですが、その先がちょっと見えてこないのではないかと思います。だから一般の人が分かるのがやはり重量なので、それで良いのではないかと思います。国とか他の自治体でそういう設定をしているのであれば別で

すが。

菅原会長：今のご意見ですと、二酸化炭素の目標設定はとっつきにくいということですね。

橋本委員：市民の目標にはならないと思います。我々のような事業系でもこの値でいいのかといった議論がありまして、元の値の作り方があまり分からないなかで公開すると、やはり誤解を招きかねないという話にはなっています。

菅原会長：もしCO₂を目標に入れるとすると、焼却施設から出るCO₂になるのですか。

高井廃棄物政策課長：実は別のセクションで新潟市全体のCO₂目標を定めています。廃棄物処理基本計画で目標設定するなら、結局清掃部門として何パーセント削減しなければならないということで、それを載せる形になると思います。市民の努力ということも、ごみ量の削減によっては減ります。その部分と焼却施設でのプラスチックを燃やす部分がカウントされ、そことリンクさせることになってくると思います。

菅原会長：もうひとつ、最初の事務方の説明だと、事業系を入れるかどうかということですが、そのあたりはどうですか。前回の審議会で、事業系というのは、我々ちょっと分からないところもありますので、それをもう少し勉強した後に改めてということで良いのではないのでしょうか。

橋本委員：事業系廃棄物というのはうちの会社も出しているわけですけど、収集運搬の業者からなかなか許可が取れないという話を聞いています。我々が分別して排出しても、収集運搬の許可が取れないから、結局は燃やしているといったような話は聞いたことがあります。だから、分別して出しても、燃やしてしまうという感じで、そのあたりはどうなのでしょう。

泉環境部長：事業系の話は今日の最後に時間があればやることになっていきますし、それから次回も本題になります。このあたりの議論を、橋本委員のお話も含めて議論させていただいて、そのうえで事業系のごみの目標を立てるか、あるいは参考指標とするかをご議論いただければと思います。今ここですぐに目標を決めましょうということではなくて結構でございますので。

菅原会長：事業系については、先程も申し上げましたように、少しこの審議会でもご説明いただいてからの方が議論になると思いますので、今の問題を含めて後ほど議論ということでよろしいですね。

泉環境部長：ちなみに橋本委員のおっしゃったことは、業者のご意見でしょうか。

橋本委員：業者の意見です。

菅原会長：では、ほかに何かご意見はございますか。

橋本委員：資料3の他都市の基本理念を眺めて、私が自分の子どもに喋るのだったらやはり京都市の基本理念が良いかなと思いました。「京（きょう）からみんなで環境にええことしましょ！」というのはなかなか良いなと思いました。これだったら、小学生でも分かりますよね。

菅原会長：資料3の基本理念等は、キャッチコピーみたいなのをまとめたのですね。新潟市はそういうものはあるのですか。

橋本委員：やはり次の世代に分かってもらうっていうことであれば、小学生向けのものを考えるのがいいと思います。

高井廃棄物政策課長：そうですね。新潟市では家庭系ごみだと「1人1日あたり100gダイエット」ですね。ここには記載していませんが、キャッチコピー的なものはございます。

菅原会長：京都は計画全体でキャッチフレーズみたいな感じですね。

高井廃棄物政策課長：そうですね。

坂田委員：ひとつ教えていただきたいのですが、「環境先進都市」という言葉が出てきますが、新潟市として「先進」というのはどういうものをイメージしているのでしょうか。どのような目標として捉えているのかということ、平成19年から色々と議論されてきたのでしょうか、教えていただければと思います。ただ単に排出量を減らそうということが先進というイメージではなく、もっと新潟市としての特徴を現して、市民と事業者と市が協働のもとにつくる新潟市ならではの環境先進の取組みをしていく都市というあたりは、具体的にどのようなイメージなのでしょう。

佐藤廃棄物対策課：具体的な「先進」というイメージとしては、他の政令市でリサイクル等の活動をされていて、新潟市が政令市の仲間入りをしたときに、他の政令市と肩を並べる、あるいはそれ以上に環境に配慮した施策を進めていくということでイメージしていました。ですから、目標設定として、大都市に示されている数値と比較しても、かなり上のレベルで設定して進めていくということで、先進という言葉を使っていると理解しています。

坂田委員：ありがとうございます。新潟市というのは政令市の中でも「都市と田園」という、相反するものを一緒につなげて政令市になったという部分が特徴だと思います。「環境先進都市」として出したときに、それがイメージでき、みんなで共有することによって、一生懸命やろうと捉えられるようなのだと良いという気がします。

泉環境部長：おっしゃるとおりです。私たちも一般廃棄物処理基本計画を作っていると、どうしても目標がごみの排出量となりがちですが、新潟市ならではの広大な田園地帯と農地がある政令

市というイメージも重要です。市長においてはこの部分について、農業を含むような環境先進都市というイメージを大きく膨らませておりました。私どもの基本計画になると数値目標だけとなってしまいますが、市民が取り組むという部分もございまして、例えば、先般お話ししましたように、クリーンにいがた推進員が約5,000人おり、これは（廃棄物処理法第5条の8に基づく廃棄物減量等推進員制度を根拠とする推進員の数が）政令市のなかでもダントツ1位です。このように、市民とともに取り組むということについては、市民の皆様にも大変ご協力いただいているところです。

このような状況の新潟市ですが、ここでいう環境先進都市は、基本計画だけでなく政令市を目指すときの三本柱の「田園型政令市」を目指すときのひとつのキャッチフレーズを使いました。ここはもう少し廃棄物だけで考えていきたい。市長の考えでも広大な田園地帯、農業地帯を抱える新潟市で、この田園をどうやって育み市民のみなさんが享受していくかという観点が現在も続いております。わりと哲学的に先進都市というところがあるようでございますが、廃棄物処理計画では則物的な話をしておりますので、非常に解りやすい性質のものということで「先進」としています。

坂田委員：ありがとうございます。少し外れるかもしれませんが、私たち消費者協会の会員はEMボカシ菌を利用して生ごみで堆肥を作り、それを市の貸し農園に入れて、野菜などを作っている方が多いです。そういう方たちは自分の近くに貸し農園があると、いつでもお水をやるなど世話ができるので良いのですが、自分の住んでいるところの近くにそういう農園がないと、せっかく生ごみを使って堆肥を作っても、それを活用することができないという人が多い。そして、貸し農園を3年で切り替えなければならないので、3年でようやく堆肥が馴染んで土が豊かになり、ようやく野菜が作れるようになったのに、またお返ししなければならない、という話をよく聞きます。ですから、貸し農園を利用している人たちが活用しつつ、生ごみを使って堆肥を作るということに喜びを感じる、そういう取り組みがあったら良いのではないかと思うのです。

そのようなところも含めて、大きな政令指定都市でありつつも、いつも田園が身近で農業に近い都市であるということを計画に盛り込みながら特徴を出していくなど、色々な方法があると思うので、そのようなことも含めて計画を立てられてはいかがでしょうか。

高井廃棄物政策課長：今のご意見を踏まえて、次の家庭系のさらなるごみの減量施策の中のひとつの施策としてのご提案をいただいた感じで、私たちも農業サイドともう少しリンクする事業が必要ではないかと感じたところです。生ごみの減量施策として平成22年度から様々な施策を行っていますが、そういった施策のなかでも農業サイドとリンクするというのも、今、ヒントとしていただきました。参考とさせていただきます。

松原委員：西区で以前アンケートを行ったことがあるのですが、市民農園をやりたいという市民の方の要望が多かったので、是非今のご提案を活かしていただければと思います。

菅原会長：只今のご意見を色々と勘案していただいて、坂田委員から生ごみについてのご意見が出ましたので、議題2に移りたいと思います。基本方針や理念につきまして、こういうことも考

えて欲しいということがありましたら、最後にそのご意見を承ることもできますし、照会票というものもございますので、事務局に提出していただきたいと思います。それでは、議題2の家庭系ごみの分別収集制度について、事務局から説明をお願いします。

「家庭系ごみの分別収集制度について」事務局説明

高井廃棄物政策課長：それでは、家庭系のごみ分別収集制度についてご説明させていただきます。前回、分別制度に関するご意見、ご質問をいくつかいただきましたが、諮問事項である家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方について審議していただく上で、現在の分別収集制度をチェックする必要があると思いますので、現在の10種13分別に決まった経緯や論点、他都市の状況などを説明して、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

まず、[資料4](#)をご覧ください。10種13分別の決定経緯ですが、平成17年度に分別区分のあり方について検討するにあたり整理した基本的な方針が、四角で囲んだ箇所になります。可能な限り資源化を図ること、分別を徹底すること、市民の利便性とコスト面を考慮すること、以上の3点と、当時の合併市町村の各分別区分を踏まえ、中間取りまとめで当時の委員の皆様からご同意を頂いたものが、括弧2の9種12分別というものでした。

その後、市民意見交換会やパブリックコメント、市民アンケートを実施した結果、中間取りまとめ案で剪定枝を拠点回収するというにしていますが、「拠点ではなくステーションで回収してほしい」、「枝だけでなく、草や葉も対象にしてほしい」という声が多く見受けられたため、その後の審議で、枝葉・草を加えた10種13分別で最終的に答申をいただいたという経緯があります。

なお、分別カレンダーの例を参考までに記載しておりますが、現在の分別日やカレンダーは、先程の基本方針にありますように、可能な限り分別し、資源化を図る一方で、市民の利便性やコスト面を考慮し、議論した上で決定したということになっております。

次に資料の右側をご覧ください。分別収集制度を評価するにあたっての論点を整理いたしました。主要な論点4つ挙げておりますが、まず公衆衛生を保つ必要があり、腐敗しやすいもの、つまり生ごみは速やかな収集が必要だといえます。次に、環境負荷をできるだけ低減する必要があり、高品質なリサイクルをするために、分別を細分化することが重要といえます。分別を細分化することで、一品目あたりの排出量が減少しますので、収集回数に影響することとなります。一方で、収集日が少ないと分別意欲が減退するというところもあると思います。

次に、利便性ですが、収集日が多いほど、出し忘れた際のストレスが軽減され、利便性が高いといえます。そして、の経済効率性として、収集日が多いほど収集に係るコストが増加することがいえます。また、その他の論点として、空き日の必要性があります。これは集団資源回収をごみステーションで行っている自治会がありますので、これがスムーズに行なえるよう行政回収の空き日を設ける必要があるということでございます。

最後に、集団資源回収・拠点回収・店頭回収による補完性ですが、行政回収以外の排出ルートも含めて、総合的に検討すべきだと考えております。以上6点を考慮し、ご意見を賜ればと思います。

次に、[資料5](#)をご覧ください。これは、他の政令指定都市の分別収集制度をまとめたものでございます。前回、収集日が隔週だと間違えやすいというご意見がありまして、その点について参

考としていただきたいと思いますので、収集回数が週1回より少ない品目を紫色にしております。さいたま市や相模原市は、利便性を重要視しすべての品目を一週間で収集していますが、効率性を考慮し、品目によって収集回数を週1回より少なくする都市も多く存在しています。

続きまして、分別制度との関連ですが、前回生ごみの分別収集に対する市の考え方についてご質問があり、現時点では難しく、引き続き様子を見ながら検討したいと回答しましたが、その理由を他都市の状況をお示ししながらご説明したいと思いますので、[資料6](#)をご覧ください。

政令指定都市で生ごみの分別収集を全市的に行っている都市はなく、モデル事業として行っている例がございます。ただ、モデル事業を終了する事例もあり、名古屋市は収集コストが高いこと、京都市は収集の際の臭いや分別が住民負担となることを理由としており、生ごみの分別収集が難しいことが伺えます。また、横浜市では堆肥化とバイオガスの両方の実験を行った結果、バイオガス化のほうが環境負荷は少なく、分別基準も緩いとして、バイオガス化の拡充方針を明示しております。ただし、施設の処理能力に限界があることから、全世帯での実施には至らないと聞いております。

一方で、県内では上越市が人口20万人以上の特例市として全国で初めて、全世帯で生ごみの分別収集を実施しており、長岡市や聖籠町でも全世帯での分別収集を予定している状況です。上越市や長岡市の規模で分別収集を行っている事例は全国でも少なく、すばらしい取り組みであるといえます。上越市は、最終処分場が非常に不足していたことから、生ごみの資源化に踏み切ったという背景がございます。長岡市の場合は下水処理場とごみ焼却場が隣にあり、バイオガス化で出る残さの焼却と水処理が低コストでできる条件が揃っていたことが、生ごみ資源化の後押ししたものとされています。

新潟市の場合、最終処分場の残余容量は比較的余裕がありますし、バイオガス化を低コストで実施できる条件も揃っていないため、生ごみ分別収集という負担を住民に求めるには、まだ十分な理由がないと考えております。なお、新潟市の中部下水処理場は既に下水汚泥のバイオガス化施設があり、生ごみと混合してメタン発酵させることは技術的には可能です。ただ、生ごみの選別施設や投入施設を建設する必要があるほか、地元住民への説明などが必要になるというような状況になっております。

次に、[資料7](#)をご覧ください。前回、スイスやドイツの先進事例について参考になるのではないかというご意見がありましたので、調査をいたしました。まずスイスですが、やはり参考とすべき大きな都市での事例だと思っておりますので、スイス最大の都市チューリッヒの状況を調べました。現在は生ごみの分別収集はしていませんが、2013年から分別収集を行い、メタンガス化をするという予定ということです。なお、スイスの農村部では生ごみを自家処理するのが一般的なようで、国全体として生ごみ資源化が推進されているのは事実のようです。

ドイツのフライブルクの例ですが、フライブルクは、パークアンドライドや太陽光発電などの取り組みが進んでおり、環境首都として表彰されるなど、環境先進都市として有名ですが、生ごみの分別収集も徹底しているようです。全市域分別収集を実施しており、メタンガス化および堆肥化によりリサイクルをしております。ただし、一軒一軒の世帯を訪問して、生ごみ分別への協力を求めるなど、大変な努力をしていることも分かりました。その他、参考までにスウェーデンも環境先進国として有名ですので、ストックホルムの事例を紹介させていただきます。

ストックホルムでも全市域で生ごみ分別収集をしており、メタンガス化および堆肥化をしてい

ます。なお、メタンガスをバスの燃料として利用しているという点が特徴といえます。

このように、ヨーロッパでは生ごみの分別収集など、資源化が進んでいる状況ですが、その背景には、日本と異なる状況がございます。日本は高温多湿な気候から、生ごみが腐敗しやすいため、焼却を中心に処理されてきた歴史がありますが、ヨーロッパでは廃棄物処理の中心はコストの安い埋立処理でした。

ただし、生ごみについては、埋立におけるメタンガスの放出や、地下水汚染などの問題があったため、1999年にEU埋立指針が発効され、生ごみの直接埋立が禁止となりました。これによって、焼却施設の整備が進むと同時に、生ごみの資源化も推進されたという背景がございます。

以上で、家庭系ごみの分別収集制度についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

菅原会長：前回の質問等も含めて、現行の分別制度やその分析について、何かご意見がありましたらお願いします。

「家庭系ごみの分別収集制度について」質問・意見等

松原委員：大変充実した調査だと思います。先程ご指摘がありましたように、さいたま市と相模原市は非常にすばらしいので、少しホームページで見たのですけれども、さいたま市の場合、週1回ということで、『びん、缶、ペットボトル、食品包装プラスチック』をひとつのグループで資源物1類として週1回の収集。また、『新聞、雑誌、牛乳パック、その他紙、繊維』をひとつのグループで資源物2類として週1回の収集。つまり、単に毎週というだけではなく、18分別とはいえ中分類があって、非常に分別しやすい環境にあるということです。このような分別方法もある状況でみると、やはり隔週というのは非常に分かりにくいのではないかと考えられます。

「週1回何曜日が何ごみを出す日」というものが決まれば、制度の浸透は非常に容易ですし、分別に失敗して面倒だからそのまま違反ごみにしてしまう、ということも実際減ってくるのではないかと思います。多少回収コストが上がるかもしれませんが、これをやれば分別の徹底というものがより進むのではないかと思います。ご検討いただければと思います。

高井廃棄物政策課長：私どもも電話取材を相模原市とさいたま市にさせていただきました。さいたま市の場合、プラスチック系のペットボトルとか、白色トレイとかは、それぞれ家庭で分別してもらって、一緒に収集運搬をするという方式です。それと、古紙や古布というのは、また別の曜日で一緒に収集をしていて、そのリサイクル先は別々ですが、その都度選別していくようなやり方をしています。

相模原市は、分別収集と混合収集の間くらいです。それぞれの品目を週1回収集していますが、びんも缶もペットも、4品目くらいを一緒に平ボディ車で集めて、施設で職員が再度分別をして、その後それぞれのリサイクル施設に持っていくというやり方です。新潟市のように、分別収集したうえでそのままりサイクル施設に持っていきやり方に比べると、相模原市は1回選別をして、またそれぞれのリサイクル施設に配送するというをやっているわけで、けっこう苦労されているという印象です。今後検討課題にはなるとは思いますが、結構コストがかかっているように思えます。

菅原会長：収集方法につきましては、また色々と検討していただきたいのですが、分別の考え方ですけれども、松原委員はさらに18分別というお考えですか。

松原委員：そこまでは考えておりません。むしろ、さいたま市では18分別といいつつ、資源物1類、2類というようにグルーピングしておりますので、実質は新潟市の13分別より少ないと思います。また、先程回収コストが云々というお話がありましたが、実際数値でこれくらいになるという話をしないと分からないと思います。有料ごみ分別制度で一応黒字といいますか、そういうところもあると思うので、多少コストがかかっても分別のやりやすさで市民に還元するのであれば、市民が一番喜ぶのではないかと思います。

内藤委員：ひとつお伺いしたいことがあるのですが、新潟市の分別で、飲食用缶というものがあります。この飲食用の缶というのは、飲食したものであるということで分かりやすいのですが、私もごみを出すときに悩むのがスプレー缶です。缶という部分で記憶をしているときに、なぜ分けなければいけないのでしょうか。処理の方法が違うのですか。

佐藤廃棄物対策課長：スプレー缶の場合は中にガスが入っており、使い切った段階でもまだガスが残っています。これがバッカー車にそのまま入ってしまっって圧縮するときにガスが漏れ出す、あるいはスプレー缶を破碎処理したときにガスが噴出してくるという問題があります。市ではスプレー缶を平ボディ車で収集し、処理するときはガスが漏れ出さないよう密閉した専用の機械で破碎をしています。それが普通の飲食用缶との違いです。

内藤委員：爆発する危険性があるということで分けているわけですね。

佐藤廃棄物対策課長：そういうことです。

内藤委員：その後の処理としてはそう変わらないのですか。

佐藤廃棄物対策課長：変わりません。

内藤委員：分かりました。それと、プラスチック製容器包装は1週間に1回の収集ですね。プラスチック製品は燃えるごみだということで認識しているのですが、どうしてもプラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別で迷う部分があります。ですから、プラスチック製容器包装という分別は良いと思うのですが、これを試行的に週2回の収集にしたときに、燃えるごみへのプラスチック製容器包装の混入が減るのではないかと思ったのです。

プラスチック製品が燃えるごみでしたら、プラスチック製容器包装を1週間とっておかなくていいので、ちょっと混ぜてしまおうかなという気持ちも出てくるのではないかと感じております。

菅原会長：はっきり覚えてないのですが、資源として回収するプラスチックは包装容器だけとす

る理由があって、同じプラスチックでできていてもリサイクルできない。法律で規定があるということでしたね。

佐藤廃棄物対策課長：プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づいてリサイクルすることになっており、それに市町村が参加するというものです。新潟市も参加していて、容器包装プラスチックだけを分別した上で、収集しているのが法律上の市町村の役割です。容器包装のリサイクル費用についてはこれらのメーカーさんが負担いただくという制度になっています。

これまで、旧新潟のエリアでいえばプラスチックは製品も容器包装も一緒に収集していましたが、容器包装プラスチックとそれ以外のプラスチックに手選別をしている状況でした。市がリサイクル業者に引き渡す選別したプラスチック製容器包装は、A、B、D、Eという四段階で品質がチェックされます。新ごみ減量制度により分別制度を変更して、市民のみなさんから最初に分けていただくというやり方に切り替えたことによって、これまで旧新潟のときに多かったDランクという評価が現在ではすべてAランクと評価されるようになりました。品質が著しく向上し、制度改正の効果があったのだらうと考えております。なかなか分別が分かりにくいという部分もあるのですが、一方で、市民の皆さんからのご協力により、非常に成果として現れてきているというところでございます。

泉環境部長：プラスチック製容器包装の収集日を週2回にしてほしい、というお考えは特に若い方にみられます。しかし、先ほど申し上げたように、国、県、市でこれからはやはり3Rの中でも、ごみの排出そのものを抑制するという考え方をもう少し強く出していきたいという方向があります。そういった状況のなかで、排出量を減らすだけではなく、市民の利便性、まさに先ほど議論にあった豊かさの享受の代わりに、我々がどういう義務を果たしていけばいいのだらう、ということに現れてくるのではないのでしょうか。

新潟市としてプラスチック製容器包装の排出抑制に取り組んでいる。しかしながら、確かにごみとして出てくるものは当然あるので、それはできる限り資源化をするという考え方です。今の若い人の生活パターンからいくと、容器包装に関するプラスチックの排出量は、それより上の世代に比べ多いのだらうと思います。したがって、燃やすごみがこれだけ減ったのだから、燃やすごみの日をプラスチック製容器包装の日に変えるべきだ、というご意見もいくつかいただいております。しかし、排出抑制の観点からも回収日は増やさない、というお答えをさせていただいております。ペットボトルも以前に比べて薄くなってきています。製品を作る側がそういう感覚に変わろうとしている過渡期なののだらうと思います。

菅原会長：最近はなるべくマイボトルとかで排出抑制を図るという取り組みもありますね。色々ご意見出していただいておりますが、他にありますか。

熊田委員：さらなるごみの減量化を目指すのであれば、どうしてもコストがかかってくるというのはしょうがないと思います。要するにさらなる分別とか、さらに収集回数を増やすことによって、ごみの減量につながるというのは確実なことだと思いますし、やはり発生抑制というのが1

番重要な課題ではないかと思うのです。そのあたりは市民の皆さんや事業者などの環境に対する意識の改革というのが、最も重要になるのではないかと思います。

その中で、小売店から出るレジ袋というのが、かなりごみになっているのが現状だと思います。マイバッグを持って行きますが、結局入りきらなくて、小さなレジ袋みたいなものに入れてもらうと、それがごみになってしまうことが結構あります。小売店などでもマイバッグ利用カードというのがレジのカウンターのところに置いてあるのですが、あれを入れないとマイバッグを出していてもレジ袋に詰めてくれたりする。だからこのあたりの事業所の意識改革というのが非常に大事になってくるのでしょう。

あと、新潟県で佐渡市がレジ袋の全市有料化に取り組んでいます。それを新潟市も将来的には目指すということ的前提に、取り組んでもいいのではないかと。そういう時代にきているのではないかという気がしています。

それと、先程のごみ分別の件ですが、まず呼称に関して、先ほど内藤委員から意見が出ていたようにスプレー缶が「有害・危険物」となっていますが、これが「有害・危険物」に入るということをまだ分からない人が結構いると思います。また、「危険物」という呼称で、刃物とか包丁とかそういったものが、本来は燃やさないごみという分別区分ですが、危険物に入ってくると思っている方が結構いると思うのです。ですから、呼称を「有害・危険物」ではなくて、スプレー缶とかライターとか、そういった分かりやすい呼称に変更したらどうかというのがひとつ提案です。

それから、プラスチック製容器包装にまだ普通の硬化プラスチックが混じっているのが現状としてあると思います。「容器と包装だけ」ということを、もう少し分かりやすく広報していく必要があるのではないかと感じています。このあたりは、皆さんが「プラごみ」と呼んでいる部分で、単純にみんなプラごみという捉え方をされている市民が多いと思うのです。このあたり、もう少し違う言い方がないのかという気がします。

それと、私のところでは第2金曜日が缶やびん、ペットボトルとかを収集する週ですが、第5金曜日というのは収集がないですね。そのあたりが、毎週収集するということになるとう間違いがなくなるということと、やはり松原委員がおっしゃったように、全品目を週1回分別する際の収集コストは、たぶん高くなってくるのですが、分別間違いがなくなるというメリットがあると思います。

あと気付いた点として、古布の回収日をどこかに入れていただきたい。拠点回収を東区のエコープラザなどでやっているのですが、近くにそういった回収所がないということで、結局燃えるごみに出してしまうということが結構あると思います。ステーション回収が一番いいのですが、もう少し近くにそのような集積所がほしいというのが要望です。

菅原会長：非常に有益なご意見ですけれども、今のご提案等々につきまして、あるいは週1回の収集のことも含め、次の審議事項の「家庭系ごみのさらなる減量」につながると思います。前回からもっと利便性を向上できないかといったご意見があり、それについて色々な資料を提供していただいて議論してきましたが、委員の方々の意見を聞きますと、一応現行の10種13分別でよいだろうということでお話を承っております。これは制度を変えて3年で、さらに変更することにより色々な困難が生じるということもあると思いますので、この10種13分別を前提にしてとりまとめていくということでもよろしいでしょうか。

そして、このことを前提として、さらに分別ストレスを解消するとか、より分かりやすい分別について考慮しながら、さらなる減量の方策について議論していきたいと思います。今出たご意見を含めて次の審議の中で進めていきたいと思います。

「家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方について」事務局説明

高井廃棄物政策課長：それでは、諮問事項である「家庭系ごみのさらなるごみ減量施策のあり方」についてご審議いただくため、どのような減量施策が考えられるかをご説明します。

資料8をご覧ください。現在の資源の分別状況についてのグラフです。**第1回審議会の資料7**で燃やすごみの内訳量を示しましたが、そのうち分別可能な主なものとして、古紙類とプラスチック製容器包装についてグラフ化したものでございます。上のグラフは古紙類の排出状況を示したもので、赤色が可燃ごみに混入されている量、青、緑、黄色はそれぞれ、行政回収、拠点回収、集団資源回収で回収された資源化量です。これをみると、雑誌・雑紙の資源化割合が、半分に満たない状況であることがわかります。また、可燃ごみに混入している、雑誌・雑紙の内容について、雑誌はほとんどなく、紙箱や郵便物、シュレッダーが多いことが分かっています。下のグラフはプラスチック製容器包装とその他プラの排出状況ですが、青色が分別排出されたプラスチック製容器包装であり、黄色が可燃ごみとして混入しているプラスチック製容器包装です。汚れているもの等は可燃ごみとして排出してもらうよう市民をお願いしているところではありますが、分別されているプラスチック製容器包装は、全体量の半分に満たない状況になっています。では、このような分別状況を踏まえて検討した、さらなる減量施策についてご説明します。

資料9をご覧ください。まず、家庭ごみの減量のポイントを整理しました。1つ目は分別の徹底です。可燃ごみには、雑紙やプラスチック製容器包装の混入量が多く、分別状況も改善の余地があります。2つ目はリデュースの取り組みです。可燃ごみに占める割合が最も多く、分別排出の対象でない生ごみの発生抑制や（コンポストや電動生ごみ処理機による）自家処理の推進が重要と思われます。3つ目は、リユースの取り組みです。分別排出の対象でない布類のリユース推進や、粗大ごみに類する大型家具等のリユースも重要なポイントと考えております。以上3つのポイントに対して、考えられる施策の方向性が以下になります。

分別の徹底に向けた取り組みとしては、雑誌、プラスチック製容器包装対策があります。分別しない理由などをアンケート調査等で把握し、効果的な解決策を講じていきたいと考えています。もうひとつは、低関心者の意識改革として、ごみ問題に関心を持てるような広報手法を検討し、導入していきたいと考えています。リデュースの取り組みについては、生ごみの発生抑制対策や、生ごみ水きりの推進、生ごみ自家処理の推進など、基本的には平成22年度より始めた取り組みを継続し強化していきたいと考えています。リユースの取り組みについては、布類対策として平成22年度から始めた古布・古着の拠点回収の利用率向上を図るとともに、粗大ごみ対策としてエコプラザなどで実施しているリサイクル品提供事業の利用拡大を図りたいと考えています。以上、家庭系ごみの減量施策について事務局の案となりますが、これをもとに忌憚のないご意見をいただければと思っております。よろしくお願いたします。

菅原会長：今までのご意見を踏まえてさらに考えていきたいと思います。とりあえず、今日委員から頂戴した意見については、分別状況などを踏まえて事務局から出された施策をやっていった

らどうかというのですが、ご意見はありますか。

「家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方について」質問・意見等

山下委員：新聞で読んだのですが、長岡市が生ごみをバイオガス化してメタンガスを燃料に使っているということで、調べてみるとすごく良いことのように書かれています。事務局の説明の中で、新潟市では施設的に難しいという説明もあったと思うのですが、焼却されるごみに含まれる水分を切った生ごみを使えば、焼却炉の燃焼温度が下がりにくいというメリットもあるようです。そこで、バイオガス化できればそのようなメリットも出るといいますし、埋立されるごみ量が少なくなるということです。また、発電に使われる燃料のコストもだいぶ下がるということもありますが、新潟市で生ごみを分別回収することは相当難しいのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：先ほども他都市の事例をご紹介させていただきましたが、まだ新潟市の中で生ごみだけを家庭から分別して回収し、メタンガス化するというのはコスト的にも課題が大きいのではないかと考えています。

したがって、地域で何かできる施策はないかということで、モデル的に亀田地区で生ごみを堆肥化して地域の農業で使ってもらうなどの取り組みを行っています。ただ、全市的に生ごみの分別に取り組むところまでの土台はできてないのではないかと考えています。

山下委員：水切りの関係もありますが、電動生ごみ処理機の普及はいまひとつ進んでいないようなイメージがあります。このあたりの実情はどうでしょうか。

高井廃棄物政策課長：6月から水切りモニター事業を始めています。昨年度は3種類の水切り用具を市民モニターに利用していただいた結果、容器の中に生ごみを入れて風乾させて水分を飛ばす、水切りカラットという用具が、30%ほど水分が抜けるということでした。今年はその水切りカラットという用具を使って、各区30名程度モニターを募り、1年間これを利用してもらうということで、今受付をしているところです。

また、電動生ごみ処理機から出てきた生ごみを拠点で回収するモデル事業を、平成23年度から始めさせていただきました。電動生ごみ処理機についてアンケートをとりますと、9割の方が一戸建ての家庭で使われているということでした。マンション世帯やアパート世帯ではまだ使われていないという実態があります。また、約17%の方は乾燥生ごみを燃えるごみに出しているという状況であり、残りの約8割の方は家庭でガーデニングなどに使われているという結果でございます。

したがって、せっかく作ったものを焼却に回すのではなく、拠点で回収して活用する制度を作れば、マンション世帯や都市型の地域でも、需要が増えるのではないかとということで、6月から回収拠点をいくつか設けて開始したところです。

最近ではご家庭からちらほらと、1kgから2kg程ですが、集まってきています。仙台市の1年目の状況を参考にしながら、新潟市では年間700kg程度回収できればいいのではないかと考えております。

泉環境部長：先ほど坂田委員、松原委員がおっしゃられたように市民農園の活用というニーズがあるなかで、生ごみの自家処理の推進を進めていく必要があります、もしご賛同いただけるのであれば、市民農園のさらなる活用策を目指すといった文言の書き込みが可能ではないかと思えます。また、生ごみ堆肥を使用されている方々は、その成果を自分で見る事ができる。そして、リサイクル率の向上にもつながるといことで、一石三鳥といえるのではないかと思えます。

ただ、市民農園は3年で貸し出し期間が終わるといのが、同じ方に続けて貸すという問題と、一方で借りたいというニーズがどれくらいあるのかといことを施策的に考える必要があると思いました。さらに、先程熊田委員からお話があった古布の話ですが、古布の拠点回収は平成22年度に始めた事業です。その際、市内では色々な意見が出ました。特に最近、リサイクルショップが非常に盛んになっており、雑誌、古本だけではなくこういった古着で商売をされている方もいらっしやいます。それから、市民同士のフリーマーケットというものがあります。私の世代は、たんすのこやしになっているものの整理が流行となっていますが、こういう民間が進めている事業を行政が税金を使ってやることにより、民業を圧迫することにはならないかという議論がありました。そして次に、市民が自主的にやっていたいでいる仕事なのだから、市民の自発的な意思を尊重すべきではないか、という問題が議論されました。

そのような中で、我々としてはもう少し大きいことを考えていたのですが、とりあえず3箇所くらいの拠点を設置しようといことで、平成22年度からスタートさせました。そうしたところ、初年度は予想を超える回収量となったため、平成23年度は各区に1箇所ずつ回収拠点を設けることになりました。ただ依然として、市内においては民業圧迫の議論があります。

それから、われわれの世代に多いのかもしれませんが、こういった古布・古着が出てくるといのは、一過性のもではないか。常に出てくるっていことではなく、これまでたんすのこやしになっていたものが、一回整理することにより拠点に排出される。その後、回収量が収まってくるのではないかという予想もしていましたが、2年目もわりと回収が好調です。したがって、熊田委員のご提案について、ステーション収集に踏み出すとい検討も必要かもしれませんが、まだ回収量はそこまでいっていない。現時点の我々の評価とすれば拠点回収の技術向上といことで止めておきたい、という考えでございます。

佐藤廃棄物対策課長：ひとつ補足させてください。古紙の場合、多少雨に濡れても古紙繊維を活用するといことなので問題はないのですが、古布・古着の場合、そのままリユースとして使うとい制約があります。この場合、雨に濡れたものといのは、リサイクル業者が引き取りません。そういう問題があり、ステーションで収集するといことは、リユースに適さないものが非常に増えてしまう。排出者としては本来リサイクルとして出そうとしたのに、それが使えなくなってしまう問題が発生しますので、極力濡れない屋根のあるところで回収するようシステムにしているといのが現況です。

あとは、地域で集団資源回収的なものについても、支援の対象となっておりますので、そういったところで活用していただければと思えます。

松原委員：先ほどの山下委員の意見についてですが、様々な生ごみの分別のメリットとデメリットがありまして、生ごみの分別をやめたところもありますが、長岡のようにやっているところも

あるわけですね。

新潟市では困難であるとおっしゃることは分かるのですが、各項目ごとにメリット・デメリットを色々数値で出していただきたい。先行都市でもデータを出していると思うので、それほど精度が高くないでも良いので、そういうものを見せていただければ納得しやすいと思います。

菅原会長：そうしてください。ほかに何かありますか。

菊野委員：私は今この時期だからこそ、低関心者、関心のない方の意識改革に力を入れていただきたいと思っております。

節電消費という言葉があるように、電力を削減するためには、エアコンを使わずに扇風機を使いましょう、冷温機能のあるスカーフを購入しましょうとか、そういう日々の暮らし方、自分の生き方、ライフスタイルを見直すということを全国民が考えていく風潮がある時期に、節電だけでなくごみに関心を持っていただけるような、意識をもっと高める広報などの施策に取り組む必要があるのではないかと感じています。先程部長も少し触れられていましたけれども、行政が回収日を増やそうとか、あれもこれもというように、至れり尽くせりするのではなく、逆に回収日が少ないことでごみが増えてしまった。では、このごみを増やさないためにはどうすればいいか。もっと市民が自分で考えて、意識をして自発的に行動ができるようなものも検討していったらどうかと思いました。

生ごみの水切りの件ですが、以前バラエティ番組を見ていたときに、どこかの市町村で、夏場になるとスイカの皮をネットに入れて、干しておくという取り組みが紹介されていました。その地域では夏になると恒例のもので、色々なご家庭にインタビューに行っても、「これが普通です」という回答が返ってくる。これから夏になりますので、例えばスイカを干すとか、色々と（臭いなどの）問題があるのかもしれませんが、例えばそのようなことをサイチョプレスなどで、市民に気軽にできるような取り組みを紹介すると良いのではないのでしょうか。今この時期だからこそもっと関心を持って、自らのライフスタイルを見つめ直す時期なのではないかと思っています。

小松委員：私も無関心者の意識改革について発言させていただきます。広報も必要ですが、クリーンにいがた推進員が時々集まってお話（研修会）をやっていますよね。やはりステーションに立っていて、（排出者の方に）直接言わないと、なかなか（違反ごみが）減らない。だからクリーンにいがた推進員の研修会では、近所の人とあまり顔を合わせると言いにくいところもあるでしょうが、（排出者の方に）言ってもらうようにしないといけないと思います。

それから、先程からコストの問題が出ていますが、地域活動費補助金で今年度から各自治会には、一事業あたり20万円を限度にして、各コミュニティ協議会で何回でもイベントをやってもいいということになり、相当使いやすくなった。多少便利さを出すには費用がかかるものですから、出してもいいのではないかなと思っています。それと、コミ協の助成金ですが、今年度から増額になって大変ありがたいと思っています。この場を借りて御礼申し上げます。

松原委員：先ほど、「市民が取り組みやすい仕組みづくりの構築」という言葉を提案させていただきましたが、[資料9](#)の減量施策案の、分別の徹底に向けた取り組みの中の3番目にも、そのキー

ワードを追加した方が良いのではないかと思います。1番、2番だけだどうしても上から目線という感じがします。

菅原会長：ごみを出しやすくなると抑制が進まないという問題もあり、一方で分別ストレスを軽減する必要もある。同時にその関心自体、つまり分別をするのであれば、そもそも抑制をしていかなければいけないということも併せて、一体となった参加しやすい仕組みというものを考えていけばいいのかなと思いました。イベントか何かで、一体となって循環型社会に資するような方針ということで、まとめられたらいいなと思いました。

山下委員：先ほど小松委員からクリーンにいがた推進員のお話が出ましたが、実はコミュニティ協議会の主催で十日町に視察に行かせていただきました。そこで聞いた話なのですが、そこでもごみステーションに立って指導されていたそうです。だけど、顔見知りの人には何も言えないということで、行政を通じて、自治会経由で指導してもらったという話がありました。（顔見知りの住民に指導するのは）相当勇気のいることなのかなというのが正直な感想です。

もうひとつ、何回か施設の見学にも行かせていただきましたが、稼動しているところに入ると、一緒に行った人たちが実際ごみに触ることができて、排出している人なので、すごく感心する。この前、油化センターに行かせてもらったのですが、こんなところ（プラスチックの選別施設）でこんな作業（人による手選別）しているのだったら「自分が排出するときにもっと考えればよかったね」とバスの中で話していました。このような施設見学は意識の改革にもつながると思うので、もう少しそういうところを見る機会が増えてもいいのかなという気がしました。

内藤委員：少し話は戻りますが、古布のステーション回収は難しい部分があるということだったので、うちの事業所で綿を中心に「もぐら工房」さんで処理するための古布等を回収しています。

その回収量は店頭にあるペットボトルの回収の入れ物で、だいたい毎日2杯から3杯。そして4月とか9月とか季節の変わる頃になると、10杯分くらい一挙に出るようになる。かなり一般の方も、ごみを出したくないのか分かりませんが、意識は高く、そういうところに排出してくれています。ステーションの回収が難しいのであれば、先ほどもお話があったようにフリーマーケットを広報の場として提供して、回収することによってごみが減ればいいのかと思いました。廃棄物の広報をすると同時に、フリーマーケットの場所を提供して、ごみを出さないようにしていただく、というようなものも広報の一環だと思いましたので、提案させていただきました。

菅原会長：それでは、今の意見に続いて坂田委員。

坂田委員：ひとつは山下委員がおっしゃったように、ごみ処理の施設を実際に見に行くというのは、ごみの処分・処理に関して大変意識が高まるというように思います。

私ども、新潟市消費者協会新潟支部では施設見学という事業をやっており、プラスチックのごみを処理する会社に視察に行きました。そうすると、プラスチック製ごみをステーションから集めて、さらにそれをもう一回広げて、そして再利用できるものとできないものとを分類をしてい

る。すごく手間がかかっているのだなと思いました。また、白い透明のものであれば再利用できるけれども、印刷してあるものはどうしてもどんどん黒くなって、白いプラスチックとしては使えないという話がありました。そして再生するにあたって、そんなに良い品質のものができるわけではなく、やはりごみは出さないことが本当に大事なのだと実感しました。

そこで、地域活動費補助金が出るというお話でしたけれど、新潟市内のわりと近いところの施設に、町内で視察に行くようなモデルをお作りになって、そのような視察で実際のごみ処理の現場をご覧になれば、ごみ処理の一連の流れが勉強できるのではないかと思います。

それからもうひとつ、私は西区の浦山という地区に住んでおりますが、そこには福祉作業所があります。そして、2ヶ月に1回、古新聞や古雑誌を収集して、これを換金して自分たちの収入にして運営していくということなのですが、とても良い取り組みだと思っていて、私たちの町内の人は古新聞をしっかりためて、収集の日に玄関にたくさん積んでいます。

ですから、うちの町内の福祉作業所の方が回っているところは、(異物の)混入は少ないのかな、と思ったりしました。そういう協力をしてくれる地域の団体などにも、新潟市から呼び掛けをしていただく。けっこう嵩があるからトラックが必要になるので、そういうものを貸し出すとか、そのようなかたちで雑誌や古新聞など、再生可能なものを地域で集めている人たちを支援していくのはどうだろうということで、自分の経験から紹介させていただきました。

熊田委員：家庭系ごみだけでなく事業系も含めてですが、先程、菊野委員もおっしゃったように、環境に対する一般の人の意識を変えるということが重要だと思います。しかし、最近ごみ減量に関する環境問題への意識が少しマンネリ化しているというか、薄れてきているような気がします。特にコミュニティの方でも、同じ環境問題でもどちらかといえば自然保護への関心が強くて、植樹とか下水の掃除とか植栽等、そちらの方に力を入れていて、ごみ減量への活動とか、そのような考え方が(コミュニティ活動の)基本方針の中に取り入れられなくなっているような気がします。

それと、クリーンにいがた推進員の皆さんは本当に一生懸命やっておられますが、今年度はまだ「ごみ減量強化月間」のような活動はしていないと思うのです。これを、毎年ごみが増える時期やそのような時期の前に数週間の期間を設けて、強化月間みたいなかたちで取り組んだ方が良いと思います。

さらに、リサイクル施設やごみ処理施設の見学というのは非常に良いことだと思いますし、そこに行かれた方は環境に関する意識が高まります。しかし、官民間問わず日曜日は施設見学ができないところが非常に多くて、平日しか見学や視察に行けないのです。そうしますと、行ける人が限られてくるということがあるので、そのあたりをどうにかして、もっと大勢の人に見ていただきたい。このような制約を解消できたら良いと思います。

それから、ひとつお聞きしたいのが、地域のお祭りとかイベントとか、そういうところで排出されるごみは家庭系ごみでしょうか、事業系ごみでしょうか。

佐藤廃棄物対策課長：事業系ごみです。

熊田委員：事業系ごみですか。直接搬入も全部事業系ですか。

佐藤廃棄物対策課長：分け方にもよりますが、基本的には事業系です。ただ、それは自治会さんが主催する場合、役員の人、あるいは町内会の人分け合って、自分の家から出す場合は家庭系になります。

熊田委員：結構大きなイベントだと、まとめてトラックで回収して施設に直接搬入することが結構あります。そういった場合はどちらに分類されるか分からないのですが、すごく膨大な量が出ます。お祭り、イベント、学園祭などでも、特に紙コップ、紙皿、割り箸といったごみかなりの量出てくると思うのです。このような場合のごみ減量のポイントというのが、リユース食器の利用だと思います。自治会長さん等の関心が高い場合は別ですが、リユース食器の利用の推奨を行政から是非言っていたかないと、なかなか地域の中で関心が高くない場合はあまり取り合ってくれないというのが現状です。リユース食器の利用をイベントやお祭りのときに推奨していただきたいと思います。

松原委員：先ほどの内藤委員からお話しのあったもぐら工房ですが、回収箱をスーパーに設置しているということですね。もぐら工房は古布回収を公民館等色々なところでやっていますよね。おそらく採算が取れるからやっていると思うのです。近所にある回収拠点は、週1回、ある場所に行かないといけないので非常に面倒です。しかし、スーパーに回収拠点があると、毎日行く買い物ついでに置いていけるので、非常にストレス軽減になります。このような回収拠点を各スーパーに協力を求めて設置できれば、消費者としては買い物ついでに持っていけるので、非常に利便性が高いと思います。これは事業者の方の協力が必要ですが、このようなこともご検討いただければと思います。

佐藤廃棄物対策課長：まず、今のスーパーに回収拠点があれば良いという点につきまして、現在、スーパーには私どもからお願いして拠点を置かせていただいております。ペットボトル、乾電池を回収しております。さらに、スーパー単独でやられているものとしては、食品トレイとか飲食用缶などが回収されている状況です。さらにあるスーパーによってはレジ袋の回収もやっておられるという状況です。レジ袋の回収はどちらかということ、スーパーの扱っているものという形で回収されています。

古紙については、回収したいという事業者さんもいらっしゃいましたが、その周辺の自治会から反発が出たという事情がありました。その理由というのは、集団資源回収で町内会の回収をしているところが非常に多くて、古紙をスーパーに持ち込みされると、町内会の回収量が減ってしまう。この反対を押し切って回収するということは、結局スーパーも周りの自治会から猛反発を受けて、商売をやりにくくなるので、古紙については回収をしていないという状況です。ですから、ものによってスーパーの協力を得られるものもあり、利点としてはあるのですが、何でもスーパーで拠点回収というわけにはいきません。その部分については市の拠点設置という形で、検討していきたいと思います。

泉環境部長：古紙の回収は、集団資源回収も非常に盛んで市としてもそれを助長するようなかた

ちがよいと思っています。市民の皆様方が、自分たちでメリットを感じながら、古紙を回収していくという仕組みの方が新潟市に適している。それを、どこでも古紙が排出できる機会を設けることがいいのかどうかという議論もひとつあります。市民活動としてやっていただいているものの方が、行政コスト的にはより有意義であるように考えています。

松原委員：古紙等は対象にしない方がいいというのはよく分かりました。自治会があまり興味を持たない、例えばびん、缶、古布等は、スーパー等で拠点回収をやっていただければと思います。また、先程熊田委員がおっしゃったりリユース食器の話ですけど、新庄市を見学しましたが、あそこは市とスーパーが連携して回収体制を作っています。事業者、スーパー等との協力体制の構築というのは、やってできないことではないと思います。

高井廃棄物政策課長：クリーンにいがた推進員によるごみ量削減の話などがありましたので、一言申し上げますが、市内5,000人からなるクリーンにいがた推進員の力でおそらく3割削減が実現できたということで、これは誇るべきことだと思っています。今年、クリーンにいがた推進員の研修会を始めていますが、去年は6月に少しリバウンドの傾向があったため、クリーンにいがた推進員の方、自治会の方と協力して、新潟市の職員が早朝巡視をやらせていただきました。これは、今年の10月に予定をしています。それと、クリーンにいがた推進員の研修会のときに、「ごみダイエット読本」というものを使わせてもらっています。これを各家庭に配布するとなると、またごみになってしまうおそれもあるため、なるべく出さないような形（町内回覧等）で活用してもらっています。

それと、山下委員が言われたように、施設見学については「動く市政教室」で実施しており、現場を見ることでだいたい皆さんの意識が変わることは確かにあると思います。しかし、工場の受け入れ態勢がそれほど充実しているとはいえない状況で、何人も受け入れることが難しく、危険な場所もありますので、私どもとしては、そういった施設の稼働状況を映像化して見ていただくというようなことを考えています。

冊子等を作っても読まれずにごみになるということもあり、限界があると思っていますので、クリーンにいがた推進員の勉強会や新潟市で一番回数が多いごみ部門の出前講座（市政さわやかトーク宅配便）などで、施設の状況を映像化したものを見せるというのも、意識啓発の一つの手法ではないかと事務方では考えています。

泉環境部長：熊田委員から話がありました、イベントにおけるリユース食器の普及啓発につきまして、一番私どもで成功したと考えているのは新潟国体のときの取り組みです。このような場での取り組みは、普及啓発効果が非常に高く、現在スポーツ系のイベントはほとんど行われていると思います。新潟アルビレックスもいち早く紙コップをやめました。そういったところで新潟市はすごく先進的というところはあります。

「食べ残しもったいない運動」なども行ってありますが、現在市で計画しているものは、ごみの分野ではなく地球温暖化などの環境問題を行っているセクションで、義務化はしないものの、イベントでの排出指針を作って、CO₂の発生量の大幅な減量を推進していく。これを、廃棄物の分野に関しても、目標指標を作り大きなイベントで順次広げていく。今、震災の影響で遅れて

いますけれど、そういったものを作りながら、皆さんに少しずつお示ししつつ進めていく必要があると思います。特にイベントはごみ分野に関していうと、不十分な部分もありますので、そこを少しでも改善していく必要があると思っています。新潟まつりでもごみ箱は置いてごさいません。持ち帰ってもらうことにしていますが、祭り後は清掃が必要な状況になっているということで、これも意識改革がひとつ必要だろうと思っています。

最後に、低関心者の意識改革ですが、施設見学に行かれる方は比較的関心のある方だと思います。問題はこのようなことに全く関心がない人たちをどう引き付けるか、ということだと思っています。どのように低関心者を引き付けるかというのは、色々なアイデアがあると思いますので、引き続き皆様方にもお知恵を拝借したいところでございます。特に、数年間で新潟を離れる単身赴任の方や、あるいは学生の方に対して、どういうPRを図れば、低関心者や無関心者を引き付けることができるのかということは、委員の皆さまからアイデアを頂戴したいと思います。皆さんよろしく願いいたします。

菅原会長：予定の審議事項がまだ残っているのですが、既に予定の時間を超えております。「事業系ごみ」について今日は説明だけということだったのですが、皆さんのご予定もありますので、事業系ごみの審議は次回に回したいと思います。「家庭系ごみ」のところで発言したいことは何かありますか。

松原委員：意識改革のところ、アパートのごみ分別の目標達成が大分進んでいないということですが、非常に大きな課題です。学生が良くないという話もありますけれども、その大家さんや不動産管理会社の方にも、協力を是非お願いしたいと思います。そのあたりへの啓発についても項目立てしていただければと思います。

高井廃棄物政策課長：今年3月の引越しシーズンの前に、大手の住宅業者さんのところをだいが回らせて頂きました。各部屋にチラシを配布して、是非分別に協力してくださいということをお願いしていますが、やはり住宅業者によって多少の温度差があります。

自分たちの管理するアパートにステーションを設けているところは、それなりに責任を持ってやっているところが多いのですが、そうではなく自治会のステーションを利用しているアパートはどうしてもマナーが悪い。自治会の方からも色々とお話を伺っておりますので、これは引き続き機会あるごとにやっていかなければいけない課題だと思っています。施策を行ってはいるのですが、まだ成果がうまく出ていないというのが現状です。

菅原会長：他に何かありますか。

山下委員：行政的には難しい話と分かった上での話ですが、自分の家のすぐそばに資源物のステーションがある方がおまして、集まりのときにお話を聞いたのですが、そこは自分の町内会ではないので出せないということでした。ただ、自分の町内会で普通ごみを出せるところはかなり近くにあるのですが、資源となると、家のすぐそばにある他の町内会の資源物のステーションには出せなくて、自分の町内会の資源物のステーションはかなり遠くまで行かないと出せないとい

うことでした。これは、資源物と普通ごみを同じステーションにするという仕切りはとれないためだと思うのですが、ただ高齢の方にしてみれば、あまり動けず遠くまで運べない、さりとてボランティアに頼んでもらうことでもないということになると、やはり普通ごみとして出してしまうしかないのではないか、という話を聞きました。できれば、そういうことについても広報して欲しいと思います。

小松委員：今のお話ですが、社会福祉協議会でごみ出しを支援する制度があります。申請すればできるはずなので、頼んだほうが良いと思います。

泉環境部長：山下委員のお話ですが、西蒲区は一部制度が異なっています。個別のお話につきまして、どうやればすべての人がごみ出ししやすいステーションにするかというのは難しい問題もあり、検討はしているのですが、それでも遠いと言われる場合もあります。できれば資源物もごみも同じ場所に排出することができるという検討はする必要があると思います。

佐藤廃棄物対策課長：ご説明させていただくと、巻地区だけ普通ごみのステーションと資源物のステーションが別になっています。資源物用のステーションというのは、普通ごみのステーション数の3分の1くらいになっています。ですから、その地域の中で遠いということも結構ありまして、それが現在の課題となっているところです。

菅原会長：他に何かございますか。それでは、以上の議論を踏まえて、答申案を作成したいと思います。本日は、議題4が先送りということで、次回にしたいと思います。それでは、これもちまして平成23年第2回新潟市審議会を終了したいと思います。